

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

－道路関係部分の概要－

1. 経緯

- H12.5 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）制定
- ・ 鉄道駅など旅客施設から通常徒歩で移動する圏内を、重点的にバリアフリー化することを定めた。
- H12.11 「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」（道路の移動円滑化基準）制定
- ・ バリアフリー化のために必要な道路の構造基準を定めた。
- H14.12 「道路の移動円滑化整備ガイドライン」策定
- ・ 事業する際の考え方、配慮すべき事項などを詳細にとりまとめた。
- H18.6 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）制定

2. バリアフリー新法の主なポイント（道路関係）

（1）バリアフリー化する範囲の拡大

- 1) 旅客施設の周辺だけでなく、官公庁・福祉施設などから徒歩で移動する圏内でも、重点的にバリアフリー化することを定めた。
- 2) バリアフリー化のために必要な道路の構造基準を満たす整備を行った後、基準を満たしたまま維持し続ける義務を追加した。
- 3) 全ての道路で、バリアフリー化のために必要な道路の構造基準を満たす努力をすることを追加した。

（2）電柱などを撤去するための取り組み

バリアフリー化のために必要な道路の構造基準を満たす整備を行った道路で、電柱などがバリアフリー基準で定める有効幅員の確保の支障となる場合は、電柱などを歩道上に設置させないこととした。

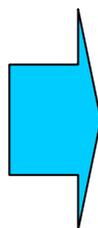
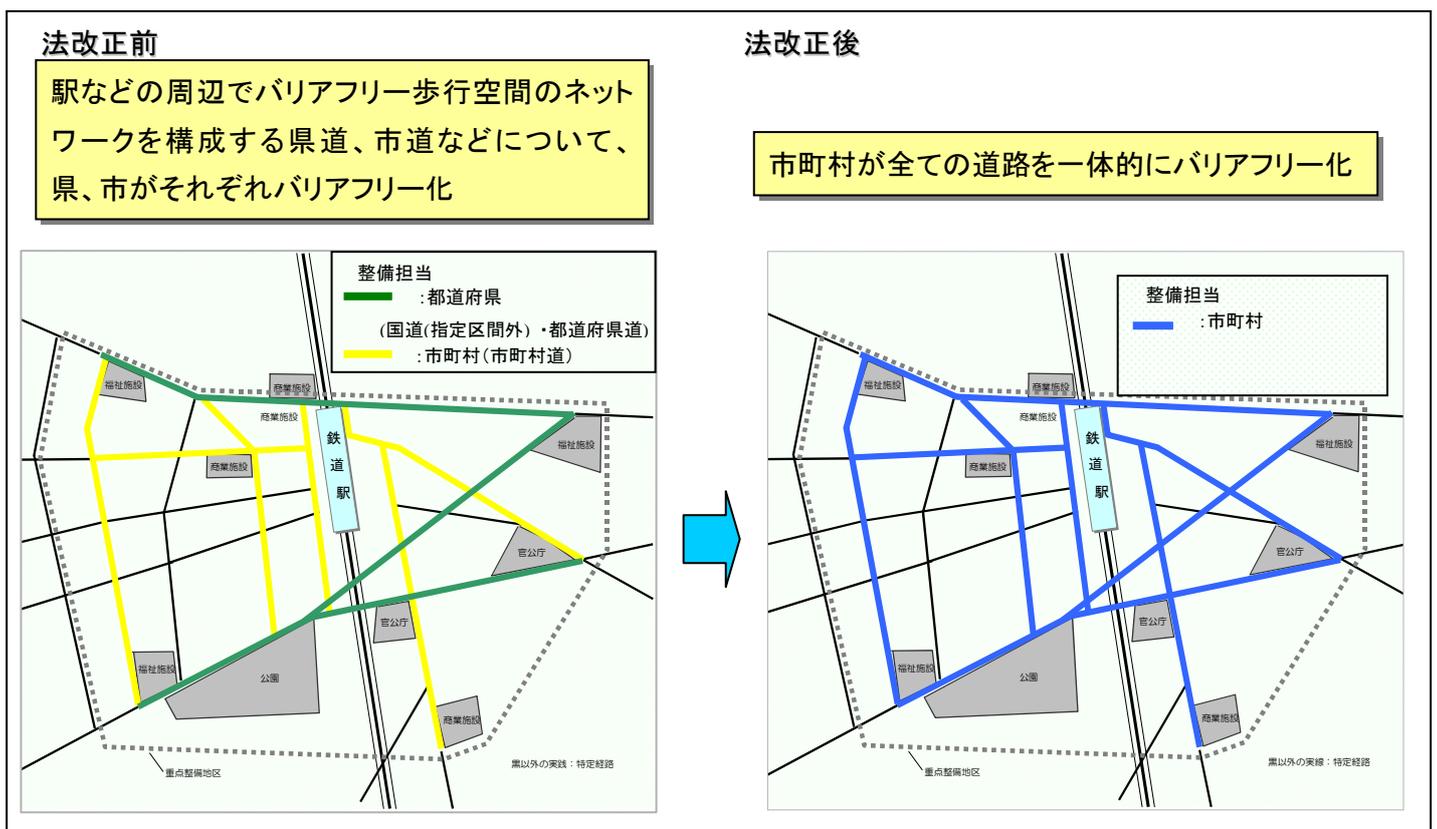


写真 電柱の撤去により、歩道幅員を確保するイメージ

(3) 市町村が整備できる道路の特例

- 1) これまで市町村は、市町村道しか整備できなかったが、バリアフリー歩行空間のネットワーク化を一体的に進めるため、バリアフリー事業については、本来都道府県が整備・管理する国道（指定区間外）と都道府県道について整備できるよう定めた。
- 2) 本来市町村が実施するバリアフリー事業への補助は、市町村道を整備する場合にしかできないが、都道府県管理の国道と都道府県道で市町村が行うバリアフリー事業については、国がその費用の一部を負担することができるよう定めた。



(4) 民間との管理協定の活用

狭い道路でも歩行空間を効率的に確保する対策として、歩道と連続する沿道スペースを持つ土地所有者とその沿道スペースの整備や管理について協定を結べば、一般の歩行者でも、その沿道スペースを歩行空間として自由に利用できるよう定めた。

また、土地所有者が変わっても、その協定が効力を持つよう定めた。



写真 歩道と民地が一体的に使用できる例

